

裁判長  
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	令 和 元 年 ( 才 ) 第 1 2 8 8 号 令 和 元 年 ( 受 ) 第 1 5 8 9 号
決 定 日	令 和 2 年 1 1 月 1 9 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	小 池 裕 池 上 政 幸 木 澤 克 之 山 口 厚 深 山 卓 也
当 事 者 等	上 告 人 兼 申 立 人 み ず ぎ 産 業 株 式 会 社 同 代 表 者 代 表 取 締 役 大 日 野 忠 久 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 岩 下 智 和 ほか 被 上 告 人 兼 相 手 方 向 日 市 守 同 代 表 者 市 長 安 田 守 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 水 野 武 夫 ほか
原 判 決 の 表 示	大 阪 高 等 裁 判 所 平 成 3 0 年 ( ネ ) 第 1 2 6 6 号 ( 平 成 3 1 年 4 月 2 5 日 判 決 )
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。 令和2年11月19日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官 小林 亜久 (印)	

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

本件上告の理由は、民訴法312条1項又は2項に規定する事由を主張するものではないことが明らかである。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100

これは正本である。

令和 2 年 1 1 月 1 9 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 小林 亜久

